

# 第2次温室効果ガス排出抑制等 田辺市実行計画

平成24年2月  
田 辺 市

## ～ 目 次 ～

### 第1章 概要

1. はじめに	1
2. 計画の目的	1
3. 計画期間	1
4. 計画の適用範囲	2

### 第2章 二酸化炭素の排出状況

1. 平成22年度における二酸化炭素排出量	3
2. 要因別の排出状況	3

### 第3章 二酸化炭素の排出削減に向けて

1. 取り組みの内容	7
2. 具体的な取り組み	8
3. 計画の実施、点検について	11
実行計画推進体制	13
実行計画推進委員会委員	14
実行計画推進責任者	15
実行計画推進員	16
温室効果ガス削減取組点検表	17
温室効果ガス削減取組点検表（チェックリスト）記入方法	18

## 第1章 概要

### 1. はじめに

私たちの今日の生活は、エネルギー資源の消費により成りたっており、これにより私たちは便利で快適な生活を営んできたと言える。

一方で、石炭や石油といった化石燃料の大量消費による温室効果ガスの排出は地球温暖化という問題を引き起こし、平均気温の上昇をはじめ、海面上昇、異常気象の増加、食糧不足など、私たちの生活に大きな影響を及ぼすと言われている。

こうしたことから、我が国では平成10年10月に「地球温暖化対策の推進に関する法律」が公布され、国、地方公共団体、企業（事業者）、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むこととなり、本市でも平成18年度において平成22年度までを計画期間とした「温室効果ガス排出抑制等田辺市実行計画」を策定し、地球温暖化問題に対して取り組んできたところである。

そうしたなか、本市では温室効果ガス排出抑制等のため、基本的に取り組むべき環境にやさしい行動計画として、冷暖房機などで使用される電気をはじめ、化石燃料や用紙類における使用量削減など具体的な取組内容を定め、職員の意識高揚を図るとともに本計画の取組を定着させてきたところである。

また、平成23年3月に発生した東日本大震災発生以降、原子力発電所の稼動停止等により、安定的な電力供給が見込めない状況が続いたことから、電力の使用量削減については、より一層取組の強化を図ってきたが、今後の電力需給状況等によっては引き続き取り組む必要がある。

こうした背景のもと、本市ではまちづくりの基本指針である総合計画に位置付けされた「環境にやさしいまちづくり」の取組の一環として、今後とも率先して地球温暖化問題に対する行動計画を推進するため、先の平成18年度～22年度までの5カ年の実績等を踏まえ、このたび第2次温室効果ガス排出抑制等田辺市実行計画（以下「実行計画」という。）を新たに策定したものである。

### 2. 計画の目的

市が事業者、消費者として、環境保全に向けた行動を自ら率先し積極的に実行することにより、環境への負荷を低減するとともに市民、事業者の環境保全に配慮した自主的な取組を促進することを目的とする。

### 3. 計画期間

計画期間は平成23年度から平成27年度までの5カ年とし、この間の実績や技術的状況等をふまえ、適宜見直しを行う。

#### 4. 計画の適用範囲

市長部局  
水道部  
消防本部  
教育委員会  
選挙管理委員会  
議会事務局  
農業委員会事務局  
監査委員事務局

## 第2章 二酸化炭素の排出状況

### 1. 平成22年度における二酸化炭素排出量

平成22年度における事務及び事業活動に伴う二酸化炭素排出量は次のとおりとなった。

なお、二酸化炭素排出量の電気については平成24年1月17日付環境省発表の平成22年度における関西電力の排出係数、その他燃料については「地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成22年3月3日政令第20号）に定める排出係数を用いて算出している。

	排出量（単位 kg）
二酸化炭素排出量	8, 847, 185

### 2. 要因別の排出状況

#### （1）燃料別二酸化炭素排出量

	燃料使用量	二酸化炭素排出量(kg)
電気 (kwh)	22, 435, 148	6, 977, 331
ガス (m <sup>3</sup> )	105, 875	317, 624
灯油 (ℓ)	295, 757	736, 434
ガソリン (ℓ)	198, 888	461, 421
軽油 (ℓ)	78, 291	201, 991
A重油 (ℓ)	56, 230	152, 384
合計		8, 847, 185

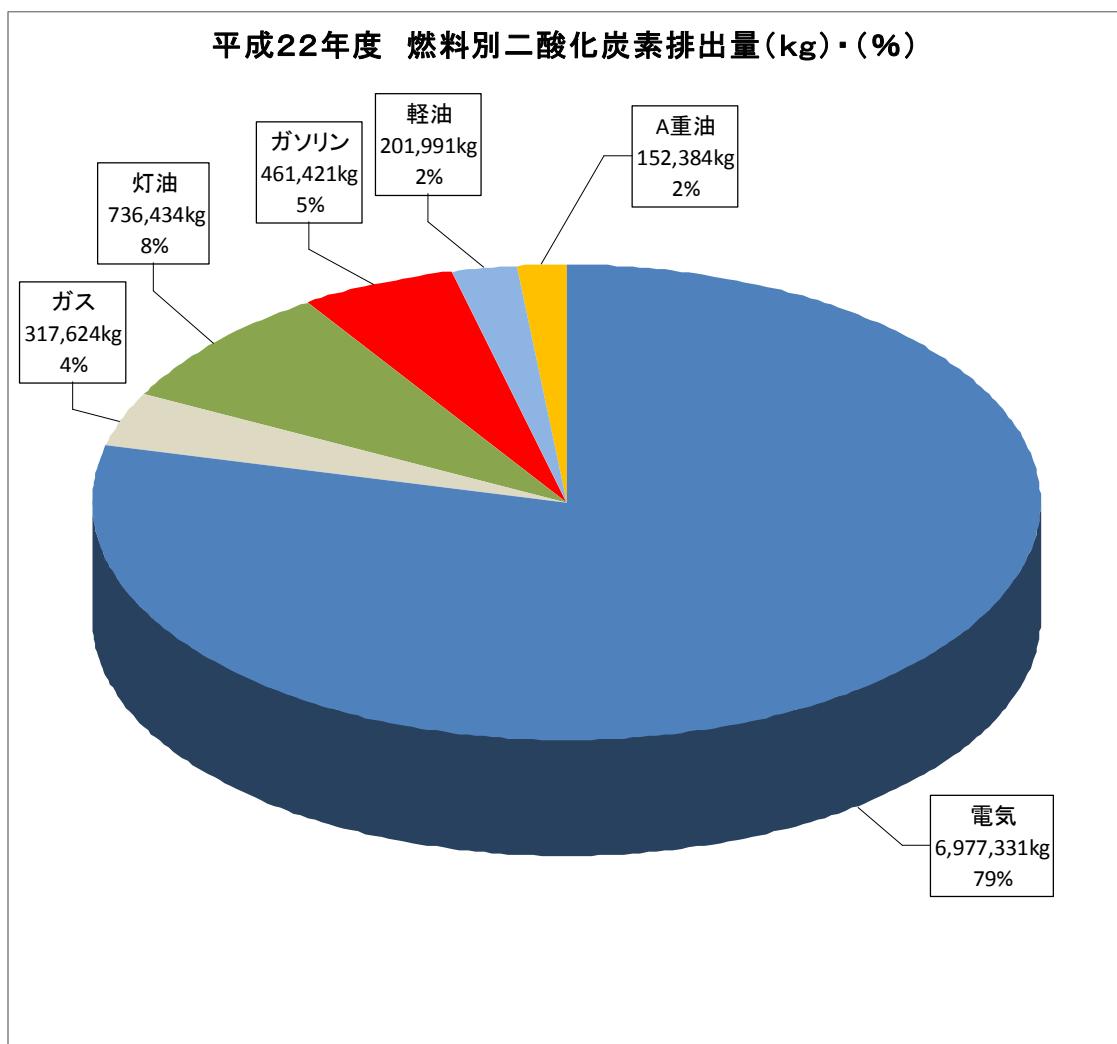
#### ※ 二酸化炭素の排出量の算出について

- ・電 気：使用量 (kwh) × 「0.311」 = 二酸化炭素排出量 (炭素換算kg)
- ・ガ ス：使用量 (m<sup>3</sup>) × 「3.00」 = 二酸化炭素排出量 (炭素換算kg)
- ・灯 油：使用量 (ℓ) × 「2.49」 = 二酸化炭素排出量 (炭素換算kg)
- ・ガソリン：使用量 (ℓ) × 「2.32」 = 二酸化炭素排出量 (炭素換算kg)
- ・軽 油：使用量 (ℓ) × 「2.58」 = 二酸化炭素排出量 (炭素換算kg)
- ・A 重 油：使用量 (ℓ) × 「2.71」 = 二酸化炭素排出量 (炭素換算kg)

※四捨五入の関係で二酸化炭素排出量等が合わない場合があります（図2、図3を含む）。

平成22年度における燃料別二酸化炭素排出量は図1のとおりである。  
全使用燃料の内、電気使用による二酸化炭素排出量が最も多く全体の約8割を占めている。

図1



## （2）各部課（所）別二酸化炭素排出量

平成22年度における部別二酸化炭素排出量は図2のとおりである。

総二酸化炭素排出量8,847,185(kg)の内、「市民環境部」からの排出量が全体の約27.3%と最も多く、次いで「教育委員会」の約24.8%、「水道部」の約20.9%の順となった。

なお、各課室等別の二酸化炭素排出量は図3のとおりである。

図2

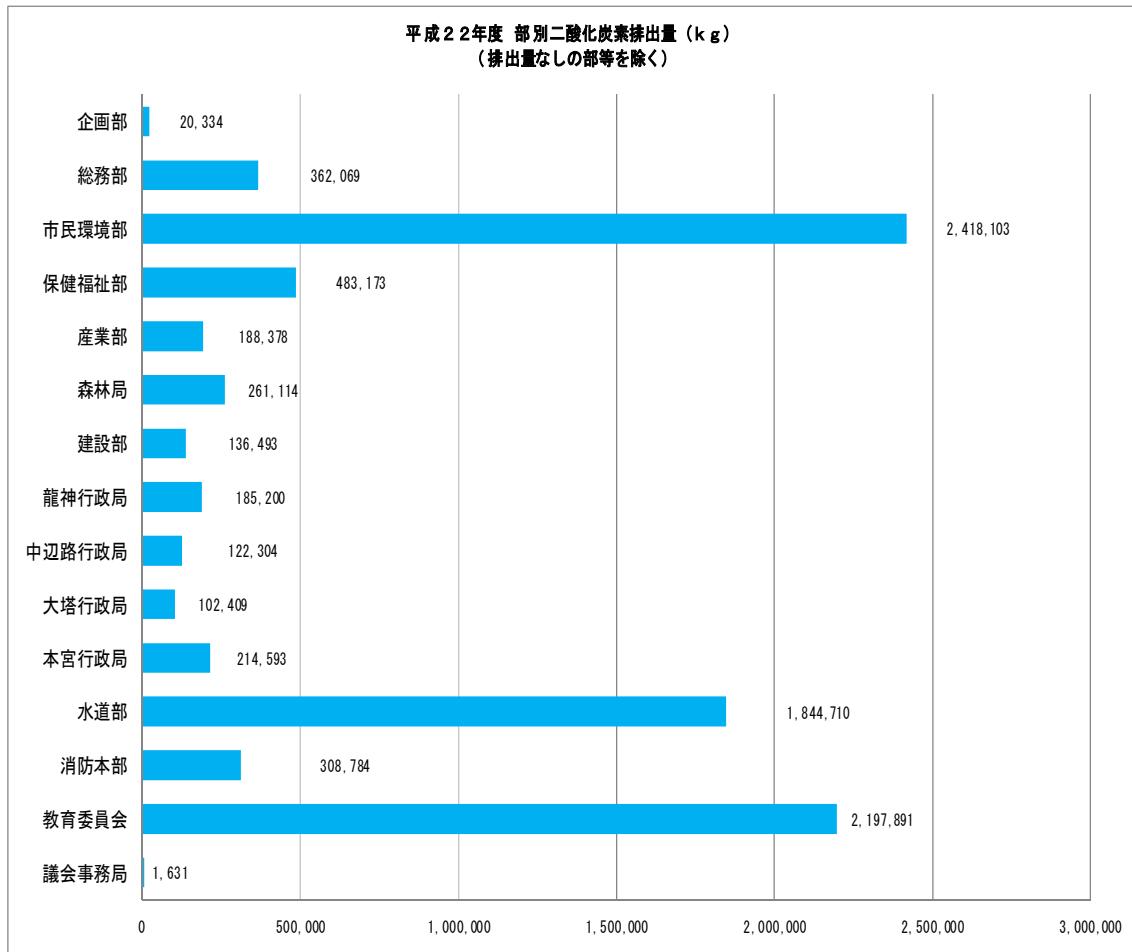
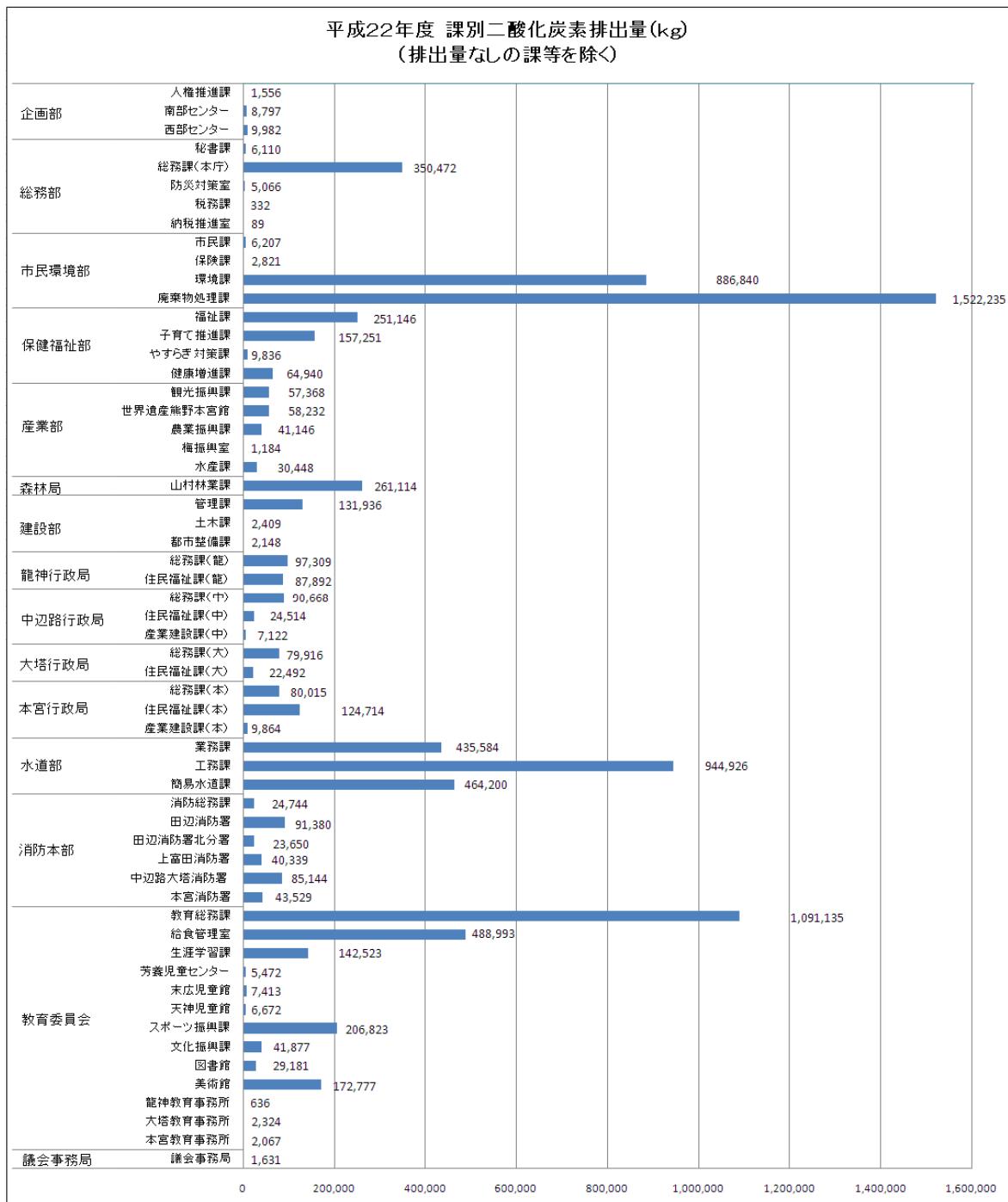


図 3



### 第3章 二酸化炭素の排出削減に向けて

#### 1. 取組の内容

本計画を実行するに際し、基本的に取り組むべき目標を下記に示す。

	内 容
(1)	電気使用量の削減
(2)	節水の推進及びガス使用量の削減
(3)	化石燃料使用量等の削減
(4)	用紙類使用量の削減
(5)	廃棄物の減量とリサイクルの推進
(6)	グリーン購入の推進
(7)	環境に配慮した建設工事等の推進と施設の適正管理
(8)	自然環境の保全
(9)	環境に関する研修

環境にやさしい行動計画として、具体的に取り組む内容について定め、取組状況等を毎年点検分析することにより本計画の着実な進行を図る。

## 2. 具体的な取組

### (1) 電気使用量の削減

- ① 冷暖房使用時は、室内温度を冷房時28度以上、暖房時19度以下とする。
- ② エアコンフィルターの清掃を徹底する。
- ③ 冷暖房使用時の窓、出入口の開放禁止を徹底する。
- ④ ウォーム・ビズ、クール・ビズに積極的に取り組む。
- ⑤ 「節電」の貼り紙をし、電力消費の削減を励行する。
- ⑥ 一時的に使用する部屋の消灯と昼休みにおける窓口業務以外の消灯を励行する。
- ⑦ 照明器具等の使用は勤務時間内であっても必要最小限のものとし、残業時ににおいては特にその徹底に努める。
- ⑧ 蛍光灯管数等の減灯に努める。
- ⑨ 昼休みにおける使用しないOA機器等の電源を切る。また、退庁時のOA機器の電源オフを徹底する。
- ⑩ 電気ポット等消費電力の大きなものは節電の徹底を図る。
- ⑪ 基本的に個人用の冷暖房機器の使用を禁止する。
- ⑫ エアコン、照明器具及びコピー機等のOA機器の更新時には省エネルギー（省CO<sub>2</sub>）型の機器の購入を優先する（LED化等）。
- ⑬ 長期間使用しない電気機器のコンセントを抜き、待機電力の消費を抑制する。
- ⑭ 事務改善による定時退庁を推進する。特にノー残業デーの徹底を図る。
- ⑮ 上下階の移動は階段を利用し、エレベーターの運行を削減する。

### (2) 節水の推進及びガス使用量の削減

- ① 節水の徹底を職員に啓発する。
- ② 水利用施設の新設、更新時は節水型設備を優先して導入する。
- ③ ガス器具（給湯器、コンロ等）は適正利用し、特に給湯器の種火は付けたままにしない。

### (3) 化石燃料使用量等の削減

- ① アイドリングストップ、急発進・急加速をしない運転を励行する。
- ② 公用車の整備及び維持管理（適正なタイヤ空気圧等）を徹底し、適正な運行を図る。
- ③ 公用車更新時は低燃費型車両及び必要最低限の大きさの車両を導入すると共に、クリーンエネルギー自動車（ハイブリッド自動車等）の導入を検討する。
- ④ 近隣地への移動は徒歩、自転車及び単車を利用する。
- ⑤ 自動車通勤の職員に対し「相乗り通勤」の実行を啓発する。
- ⑥ 公用車使用時は可能な限りカーエアコンの使用を控える。
- ⑦ 施設等における燃料（灯油・A重油等）使用量の削減を図る。

### (4) 用紙類使用量の削減

- ① 両面コピーを徹底し、部数の多い場合は印刷機を使用する。
- ② 会議資料等は必要部数を精査し用紙使用量を削減する。
- ③ コピー、印刷をするときは内容を確認し、ミスプリントの発生をなくす。
- ④ コピー、印刷をするときは可能な限り1枚の用紙に複数ページを印刷（N-UP機能等）する。
- ⑤ A3判印刷等を削減し、コピー印刷の際は可能な限り縮小印刷を行う。
- ⑥ パソコンから印刷する際には、印刷プレビューを活用し無駄な用紙の印刷をなくす。
- ⑦ ミスプリント用紙をメモ用紙に利用するなど有効利用を図る。
- ⑧ 不必要なFAX送付状は省略する。
- ⑨ 庁内ネットワークを活用することで文書の電子化を図り、ペーパーレスを推進する。
- ⑩ 会議では、封筒を使用しないように努める。
- ⑪ 使用済み封筒は、再利用するよう努める。

### (5) 廃棄物の減量とリサイクルの推進

- ① 紙類ごみの分別を徹底しリサイクルを推進する。
- ② シュレッダーの使用は機密文書に限定し、必要最小限とする。
- ③ ごみ減量のため使い捨て商品等の購入を抑えると共に、資源ごみやペットボトル等の分別を徹底しリサイクルを推進する。
- ④ コピー機、プリンター等の使用済みトナーカートリッジは再生使用を行う。
- ⑤ 各課で不要となった備品等の有効利用のため、グループウェアの庁内掲示板等を活用する。

## (6) グリーン購入の推進

- ① 事務用品及び単価契約物品等は「田辺市グリーン購入基本方針」の判断基準を満たすものの購入を促進する。
- ② 事務用紙、紙製品及び印刷物等については基本的に再生紙とする。
- ③ 保管している事務用品は定期的に点検し、有効活用を図る。

## (7) 環境に配慮した建設工事等の推進と施設の適正管理

- ① 建設重機等から発生する騒音・振動・大気汚染を可能な限り抑制する。
- ② 建設副産物の再利用を促進する。
- ③ 工事条件等を配慮し、再生材料の使用や建設廃材の抑制を促進する。
- ④ 工事に伴う濁水流出の軽減を図る。
- ⑤ マニフェスト管理の徹底と適正処理の確認を図る。
- ⑥ 公共事業に関しては「田辺市グリーン購入基本方針」の判断基準を満たす資材等の使用に努める。
- ⑦ 公共施設の新規建設、改築等については新エネルギーの導入を促進すると共に省エネルギー（省CO<sub>2</sub>）、省資源等環境に配慮した設計を行う。
- ⑧ 二酸化炭素排出の少ない高効率給湯器（CO<sub>2</sub>冷媒ヒートポンプ方式等）及び省エネルギー型空調設備（水蓄熱式空調システム等）の導入に努める。

## (8) 自然環境の保全

- ① 環境に配慮した緑化の計画的な推進や、植え込み等の適正な管理を図る。
- ② 施設等の整備に当たっては、大気環境の確保、水域等の生態系の確保、景観保全、歴史文化的環境の配慮に努め地域周辺の自然環境との調和を図る。

## (9) 環境に関する研修

- ① 職員の環境保全の意識向上を図るため環境研修の充実を図る。
- ② 環境保全の意識向上啓発を図るため、環境に関する情報の提供を図る。



### 3. 計画の実施、点検について

本計画を効果的に実施するため、必要な役割、責任を定め職員に周知する。

#### (1) 実施体制

##### ① 実行計画推進委員会

- ・ 本計画を効果的に推進するため、田辺市実行計画推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。
- ・ 推進委員会は、14頁の委員をもって組織する。
- ・ 委員会の委員長は副市長が務める。

##### 実行計画推進管理者

- ・ 本計画を円滑に実行するため、実行計画推進管理者（以下「推進管理者」という。）を設置する。
- ・ 推進管理者は市民環境部長とする。

##### ② 実行計画推進責任者

- ・ 各課に実行計画推進責任者（以下「責任者」という。）を置く。
- ・ 推進責任者は、各課等における課長相当職にある者とする。
- ・ 責任者は、課内において本計画の推進が図られるよう推進員に助言、指導を行う。
- ・ 責任者は、推進管理者が実施する調査に協力する。
- ・ 責任者は、実行計画関係文書を所属職員に周知し、保管する。

##### ③ 実行計画推進員

- ・ 各課に実行計画推進員（以下「推進員」という。）を置く。
- ・ 推進員は、各課等における係長相当職にある者1名とし、各係において係長相当職の者がいない場合は所属する課等の課長相当職の者が、推進責任者及び推進員を兼務することとする。
- ・ 推進員は、課内において本計画の推進が図られるよう所属職員に助言、指導を行う。

##### ④ 事務局

- ・ 推進管理者の補助機関として環境課に事務局を置く。
- ・ 事務局は、目標の素案及び修正案を作成し、推進管理者に提出する。
- ・ 事務局は、推進管理者の指示を推進員に伝達する。

(2) 点検

- ① 推進員は、課内における実施状況を月ごとに取りまとめ、事務局に報告する。  
(17頁、温室効果ガス削減取組点検表参照)
- ② 推進委員会は、本計画に沿った行動が継続的に行なわれているか、取り組み状況を定期的に把握する。

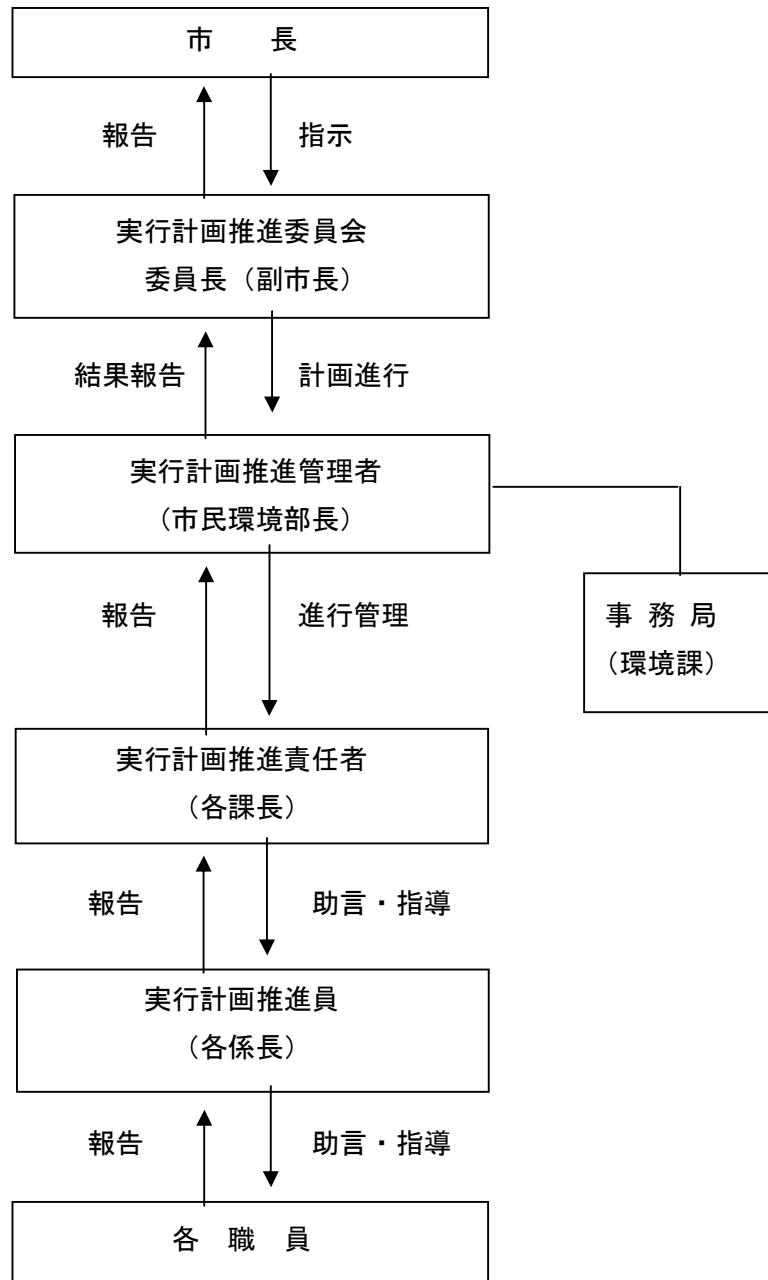
(3) 公表

本計画の取組結果については、公表し、啓発に努める。

(4) 見直し

推進委員会は、内部監査、技術の進歩等を踏まえ、取組内容等について、所要の修正を加えるなど見直しを行う。

## 実行計画推進体制



実行計画推進委員会委員

委員長	副市長（市民環境部を担当する副市長）
副委員長	副市長
副委員長	教育長
推進管理者	市民環境部長
委 員	企画部長
委 員	総務部長
委 員	総務部理事
委 員	市民環境部理事
委 員	保健福祉部長
委 員	産業部長
委 員	森林局長
委 員	建設部長
委 員	建設部理事
委 員	建設部理事
委 員	龍神行政局長
委 員	中辺路行政局長
委 員	大塔行政局長
委 員	本宮行政局長
委 員	水道部長
委 員	消防長
委 員	教育次長
委 員	教育委員会理事
委 員	議会事務局長

## 実行計画推進責任者

企画部	企画広報課長	中辺路行政局	総務課長
	自治振興課長		住民福祉課長
	人権推進課長		産業建設課長
	男女共同参画推進室長	大塔行政局	総務課長
	南部センター館長		住民福祉課長
	西部センター館長		産業建設課長
	土地対策課長	本宮行政局	総務課長
	情報政策課長		住民福祉課長
総務部	秘書課長	水道部	産業建設課長
	総務課長		業務課長
	防災対策室長		工務課長
	財政課長		簡易水道課長
	契約課長		消防総務課長
	税務課長		警防室長
	納税推進室長		予防課長
市民環境部	市民課長	消防本部	田辺消防署長
	保険課長		田辺消防署北分署長
	環境課長		上富田消防署長
	廃棄物処理課長		中辺路大塔消防署長
保健福祉部	福祉課長	教育委員会	中辺路大塔消防署 龍神出張所長
	子育て推進課長		本宮消防署長
	やすらぎ対策課長		教育総務課長
	障害福祉室長		給食管理室長
	健康増進課長		学校教育課長
	産業政策課長		生涯学習課長
	商工振興課長		芳養児童センター館長
産業部	観光振興課長	教育委員会	末広児童館長
	世界遺産熊野本宮館長		天神児童館長
	農業振興課長		スポーツ振興課長
	梅振興室長		文化振興課長
	水産課長		南方熊楠顕彰館長
	森林局		図書館次長
	山村林業振興課長		美術館長
建設部	計画課長		龍神教育事務所長
	管理課長		中辺路教育事務所長
	土木課長		大塔教育事務所長
	都市整備課長		本宮教育事務所長
	高速道路室長		
	総合運動公園整備室長		
	会計課長		
龍神行政局	総務課長	議会事務局次長	
	住民福祉課長	監査委員事務局長	
	産業建設課長	選挙管理委員会事務局長	
	農業委員会事務局長		

## 実行計画推進員

		係名		係名
企画部	企画広報課	行政経営係	中辺路行政局	総務課 住民福祉課 産業建設課
	自治振興課	市民活動係		総務係 保健福祉係 商工観光係
	人権推進課	人権推進係		
	男女共同参画推進室		大塔行政局	総務課 住民福祉課 産業建設課
	南部センター			総務係 保健福祉係 商工観光係
	西部センター			
総務部	土地対策課	土地利用係	本宮行政局	総務課 住民福祉課 産業建設課
	情報政策課	情報政策係		地籍係 保健福祉係 商工観光係
	秘書課	秘書係		
	総務課	庶務係	水道部	業務課 工務課 簡易水道課
	防災対策室			庶務係 工務係 業務係
	財政課	財政係		
市民環境部	契約課	契約管財係	消防本部	消防総務課 警防室 予防課
	税務課	庶務係		庶務係 指令第2係 予防係
	納税推進室	検収係		
	市民課	窓口係		田辺消防署 田辺消防署北分署 上富田消防署
	保険課	庶務係		庶務予防係 消防第3係 庶務予防係
	環境課	環境対策係		中辺路大塔消防署 中辺路大塔消防署 龍神出張所
保健福祉部	廃棄物処理課	廃棄物対策係		消防第1係 消防第1係
	福祉課	庶務係		
	子育て推進課	保育係		
	やすらぎ対策課	高齢福祉係	教育委員会	教育総務課 給食管理室 学校教育課
	障害福祉室			
	健康増進課	庶務係		生涯学習課 芳養児童センター 未広児童館
産業部	産業政策課	交流推進係		天神児童館 スポーツ振興課 文化振興課 南方熊楠顕彰館
	商工振興課	商工労政係		
	観光振興課	地域観光係		
	世界遺産熊野本宮館	商工振興係		
	農業振興課	農政係		
	梅振興室			
森林局	水産課	水産係		
	山村林業振興課	山村振興係		
建設部	計画課	計画係	議会事務局	図書館 美術館 龍神教育事務所
	管理課	住宅係		中辺路教育事務所 大塔教育事務所
	土木課	土木係		本宮教育事務所
	都市整備課	用地係		
	高速道路室			
	総合運動公園整備室			
会計課		出納係	監査委員事務局	
龍神行政局	総務課	総務係	選挙管理委員会事務局	選挙係
	住民福祉課	保健福祉係	農業委員会事務局	農地係
	産業建設課	商工振興係		

平成 年度 溫室効果ガス削減取組点検表

記入者	
部名等	
課名等	
職名	
氏名	

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
①屋休みの不要な照明の消灯	選択してください											
②屋休み等のOA機器のこまめな電源オフ	選択してください											
③空調の管理(冷房時28℃暖房時19℃)	選択してください											
④両面コピーの徹底等コピー用紙の使用量の削減	選択してください											
⑤紙の分別の徹底(分別可能な用紙が燃えるごみ用ごみ箱に混入していないか)	選択してください											
⑥グリーン購入(エコマーク、クリーンマークのついた商品を優先的に購入する)	選択してください											
⑦譲の想自目標(※あれはここへ記入)	選択してください											

計	基準	日
取組が定着し、ほぼ毎日実施している	○	
取組が定着しているが、もっと充実させていく必要がある	△	
ほとんど取り組めていない	×	

## 温室効果ガス削減取組点検表（チェックリスト）記入方法

取組項目については以下の要領で評価欄等に所定事項を記入して下さい。

### （1）省エネルギー

当該月で、昼休み消灯や会議室等の照明の未使用時のスイッチオフなど省エネルギーに向けた取組の実施状況に応じて、評価基準を参考にして評価欄に記入して下さい。

### （2）用紙の使用量の削減

両面コピー、封筒の再利用

当該月の両面コピーの徹底等コピー用紙の使用量の削減取組について評価基準を参考にして評価欄に記入して下さい。

### （3）紙の分別の徹底

当該月の紙の分別の徹底状況に応じて評価基準を参考にして評価欄に記入して下さい。

### （4）グリーン購入商品の優先的購入

当該月の購入した物品について、グリーン購入商品を優先的に購入したかについて評価基準を参考にして評価欄に記入して下さい。

### （5）各課室及び施設で取り組む目標

当該月において、環境に配慮した各課室及び各施設で独自に目標を掲げた取組について、その実施状況に応じて評価欄に記入して下さい。